

令和 年度 固定資産税 都市計画税 減免申請書

令和 年 月 日

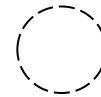
(あて先)

大阪市長
(区分)

住所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

納税者

氏名
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕



[電話番号]

大阪州市税条例第 条第 項第 号 に該当しますので、令和 年度分の
大阪州市税条例施行規則第 条第 項第 号

固定資産税及び都市計画税(土地・家屋・償却資産)の減免を申請します。

該当物件	固定資産の所在	種類	面積(数量)	備考
	施設等の名称 <small>注1</small>			
実地調査記事 <small>注2</small>				
	調査年月日	該 当 事 由		調査員印
	令和 年 月 日			

注1 「施設等の名称」欄は大阪州市税条例施行規則の規定に該当して行う減免の申請の場合に記入してください。

この欄には、当該減免の適用を受ける固定資産に係る施設等の名称を記入してください。
大阪州市税条例施行規則第4条第2項の規定により施設等の名称及び減免税額を公表します。

注2 「実地調査記事」欄は記入しないでください。

令和 年度 固定資産税 都市計画税 減免申請書

令和 年 月 日

(あて先) 大阪市長
(区分)

住所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

納税者

氏名
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕



〔電話番号〕

大阪州市税条例第 94 条第 項第 号
大阪州市税条例施行規則第 4 条第 1 項第 号 に該当しますので、令和 年度分の

固定資産税及び都市計画税(土地・家屋・償却資産)の減免を申請します。

該 当 物 件	固定資産の所在	種類	面積(数量)	備考
	集会所・倉庫 老人憩の家 の名称 <small>注1</small>			
実地調査記事 <small>注2</small>	<input type="checkbox"/> 別紙調査票のとおり			
				担当者印

注 1 当該減免の適用を受ける集会所又は倉庫または、老人憩の家の名称を記入してください。
大阪州市税条例施行規則第4条第2項の規定により施設等の名称及び減免税額を公表します。
注 2 処理欄は記入しないでください。

令和 年度 固定資産税 都市計画税 減免申請書

令和 年 月 日

(あて先) 大阪市長
(区分)

住所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

納税者

氏名
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕



〔電話番号〕

大阪州市税条例第 94 条第 項第 号
大阪州市税条例施行規則第 4 条第 1 項第 5 号 に該当しますので、令和 年度分の

固定資産税及び都市計画税(土地・家屋・償却資産)の減免を申請します。

該	固定資産の所在	種類	面積(数量)	備考
当				
物				
件	公衆浴場の名称 <small>注1</small>			
	入浴料金以外の 料金を徴する設備 <small>注2</small>	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	設備名 <input type="checkbox"/> サウナ <input type="checkbox"/> 岩盤浴 <input type="checkbox"/> コインランドリー <input type="checkbox"/> その他 ()	利用料金 円
実地調査記事 <small>注3</small>	<input type="checkbox"/> 別紙調査票のとおり			
				担当者印

注 1 当該減免の適用を受ける公衆浴場の名称を記入してください。
大阪州市税条例施行規則第4条第2項の規定により施設等の名称及び減免税額を公表します。

注 2 入浴料金以外に利用料金を徴している設備(サウナ等)の有無と、有の場合は利用料金等を記入してください。有料の場合は、当該部分について減免の適用ができません。

注 3 処理欄は記入しないでください。

減免形式審査に係るチェックシート

項番	確認事項	確認結果
1	減免申請書の「納税者」欄は、当該固定資産税の納税義務者となっているか。	
2	減免申請書の「納税者氏名」欄に、当該固定資産税の納税義務者の印が押されているか。	
3	減免申請書の「該当物件」欄について、前年度の適用内容と照合し、「固定資産の所在」欄に漏れなく記載されているか。	
4	減免申請書の「該当物件」欄について、前年度の適用内容と照合し、「種類」欄に土地・家屋・償却資産が漏れなく記載されているか。	
5	規則第4条第1項の規定により減免を適用する場合は、施設等の名称欄に施設名称が記載されているか。	
6	公衆浴場に係る減免申請書の場合は、入浴料金以外の料金を徴する施設」欄に必要な事項が記載されているか。	
7	添付書類が別表どおり添付されているか。	
8	当該減免規定の提出期限までに減免申請書が提出されているか。 当該提出期限を過ぎている場合は、条例第13条第5項の規定に基づき延長申請が提出されているか。	

減免審査に係るチェックシート

項番	確認事項	確認結果
1	各種調査により把握した状況について、減免申請書の処理欄にチェックされているか。	
2	処理欄に疑義分チェックのある案件について、調査記事欄に減免を適用する理由又は非適用とする理由を記載しているか。	

調査票(集会所又は倉庫・老人憩の家)

台帳番号・登録番号等

集会所・倉庫の名称		所在		区	
1 外観調査					
(1) 外観調査年月日等		調査日	令和	年	月 日
		担当者	〔 〕		
(2) 増築等		<input type="checkbox"/> 疑義無し <input type="checkbox"/> 疑義有り〔 〕			
(3) 看板等		<input type="checkbox"/> 疑義無し <input type="checkbox"/> 看板なし <input type="checkbox"/> 看板あるも一時使用のみ <input type="checkbox"/> 疑義有り <input type="checkbox"/> 占有の可能性あり <input type="checkbox"/> その他 〔 〕			
2 外観調査事項の審査					
		<input type="checkbox"/> 疑義無し ⇒4もしくは5へ <input type="checkbox"/> 疑義有り ⇒3へ			
3 疑義分調査					
(1) 内部調査年月日等		調査日	令和	年	月 日
		担当者	〔 〕		
(2) 調査確認事項		<input type="checkbox"/> 昨年度と使用状況に変更なし <input type="checkbox"/> 営利団体等の使用は、一時的使用のみと確認 <input type="checkbox"/> 昨年度から使用状況に変更あり 〔 〕			
4 その他					
5 減免認定の可否					
<input type="checkbox"/> 減免可 適用率: %					
<input type="checkbox"/> 減免不可					

調査票(公衆浴場)

台帳番号・登録番号等

公衆浴場の名称	所在 区
1 申請書点検	
(1) 昨年度との比較	<input type="checkbox"/> 変更無し <input type="checkbox"/> 疑義有り []
2 営業確認	
(1) 確認年月日等	調査日 令和 年 月 日 担当者 []
(2) 確認方法	<input type="checkbox"/> 外観調査 <input type="checkbox"/> 聞き取り [電話 ・ 対面 ・ その他()] <input type="checkbox"/> その他 []
3 償却資産申告状況	
(1) 償却資産担当からの報告の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ⇒(2)へ []
(2) (1)における疑義の有無及び判断理由	<input type="checkbox"/> 疑義無し [] <input type="checkbox"/> 疑義有り []
4 疑義分調査	
(1) 内部調査年月日等	調査日 令和 年 月 日 担当者 []
(2) 昨年度からの異動状況	<input type="checkbox"/> 昨年度と使用状況に変更なし <input type="checkbox"/> 昨年度から使用状況に変更あり []
5 その他	
6 減免認定の可否	
<input type="checkbox"/> 減免可 適用率: %	
<input type="checkbox"/> 減免不可	

令和 年度 固定資産税・都市計画税 減免不承認決定通知書

大財〇〇第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

印

令和●年●月●日付で申請された、令和●年度分の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋・償却資産)の減免申請については、調査の結果、次の理由により申請を承認しないことを決定しましたので、大阪市固定資産税・都市計画税減免取扱要綱第7条第●項の規定に基づき通知します。

1 申請物件

固定資産の所在	種類	面積(数量)	備考
施設等の名称			

2 減免を承認しない理由

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(大阪市長が大阪市の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

※審査請求書はこの通知書に記載している市税事務所又は財政局税務部管理課に提出してください。

(問合せ先)
〒△△△-△△△△
大阪市〇〇区〇〇〇△-△△-△△ △階
大阪市〇〇市税事務所 〇〇担当
電話06(△△△△)29△△